

令和 6 年度第 15 回人事委員会 会議結果<概要>

1 日 時

令和 6 年 9 月 12 日（木）午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分

2 場 所

人事委員会 審理室（都庁第一本庁舎南塔 41 階）

3 出席者

（委 員）中西委員長、山極委員、山崎委員

（事務局）田中事務局長、古賀任用公平部長、谷試験部長、米今審査担当部長、谷口総務課長、西巻任用給与課長、柳清水審査課長、樋口審査担当課長

4 議 事

<議 案>

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| 第 40 号議案 | 「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について |
| 第 41 号議案 | 職員の給与等に関する報告、意見の申出及び勧告について（第 4 回） |
| 第 42 号議案 | 勤務条件についての措置の要求について |
| 第 43 号議案 | 勤務条件についての措置の要求について |

第 40 号議案 「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

標記議案について、事務局から、東京都議会議長より意見聴取の照会があった下記の条例について説明し、照会に対しては異議なしとして回答したい旨、説明した。

- 1 第183号議案 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
- 2 第184号議案 東京都職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例
- 3 第185号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 第187号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 第197号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

委員より、分限に関する条例の一部を改正する条例において、改正前の文言では「禁錮の刑」とあるが、改正後は「拘禁刑」となることで、禁錮及び懲役の両方が含まれることになるのかとの質疑があり、事務局から、拘禁刑の新設後は旧来の懲役と禁錮の区別ができなくなる旨、回答した。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

＜以下、非公開案件＞

第 41 号議案 職員の給与等に関する報告、意見の申出及び勧告について（第 4 回）

第 42 号議案 勤務条件についての措置の要求について

第 43 号議案 勤務条件についての措置の要求について

次回開催日程について

次回委員会は、令和 6 年 9 月 18 日（水）午前 10 時 00 分から開催することとした。